

## 宣言（案）

---

わたくしたち習志野市民は、生涯にわたる健康で幸せな生活を希求し、実現し、未来につなげていくことを誓い、ここに「健康なまち習志野」を宣言します。

- 1 わたくしたち習志野市民は、一人ひとりが自ら健康への意識を高め、主体的に行動します。
- 1 わたくしたち習志野市民は、連携・協力しながら、笑顔で健康に暮らします。
- 1 わたくしたち習志野市民は、あらゆる分野において、健康を支え守る社会環境をととのえます。

## 宣言（案）の解説

わたくしたち習志野市民は、生涯にわたる健康で幸せな生活を希求し、実現し、未来につなげていくことを誓い、ここに「健康なまち習志野」を宣言します。

## （解説）

本文では、「健康なまち」を推進する都市であることを広く市内外に向け宣言し、その決意を示しています。

習志野市は、昭和45年3月に制定した「習志野市文教住宅都市憲章」をまちづくりの基本としながらも、将来にわたって永続的に確固とした健康なまちづくりのビジョンを市民へ示すことが重要であるとの考えから、世界保健機関（WHO）が提唱した「ヘルスプロモーション」の考え方に基づく、「習志野市からだ・心・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で個人の健康を支え守るための社会環境の整備に取り組むまちづくり条例」（通称）習志野市健康なまちづくり条例を、日本では最初に平成24年12月に制定しました。

「健康なまち」は、市民一人ひとりが持つ健康観は多様であることを理解しながら、従来の「個人の責任、意識、努力に基づく健康的な生活習慣づくり」に加え、「個人の健康を支え、守るための社会環境づくり」に、市、市民、市民活動団体、事業者、健康づくり関係者が多分野間で連携及び協働し、健康なまちづくりに取り組むことにより実現します。

そこで、少子高齢化の進展や社会情勢が変化する中で、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間とされる健康寿命の延伸や、都市基盤・雇用環境等を要因とした健康格差の縮小、更には医療保険制度や介護保険制度を健全に運営することなど、健康に対する重要性が急激に増すなかで、市制施行60周年の今、（通称）習志野市健康なまちづくり条例で規定した、未来永劫の目標である、いきいきと安心して幸せな生活ができる「健康なまち」の実現に向け、子どもから高齢者まで理解しやすい宣言という形で表現し、習志野市民の決意を表しました。

- 1 わたくしたち習志野市民は、一人ひとりが自ら健康への意識を高め、主体的に行動します。
- 1 わたくしたち習志野市民は、連携・協力しながら、笑顔で健康に暮らします。
- 1 わたくしたち習志野市民は、あらゆる分野において、健康を支え守る社会環境をととのえます。

## （解説）

（通称）習志野市健康なまちづくり条例の基本理念の要素となっている、個人の健康づくりと個人の健康を支え守る地域社会全体としての健康づくりに加えて、健康の阻害要因となっている社会環境の是正につながる健康なまちづくりに連携・協働して取り組むことを、それぞれの項目で規定しています。

具体的には、人々が自分の健康状態や生活実態にあった健康づくりを実践するとともに、それを家族や地域、さらに行政などが支援していく健康づくりの実践に広げることで、健康なまちの実現を目指していくこととなります。